

大阪医科薬科大学病院 公衆無線 LAN 利用規約

(令和6年1月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規約は、大阪医科薬科大学病院（以下、「大学病院」という。）が患者及び来院者（以下、「利用者」という。）の利便性向上と快適な病院環境を提供するために整備した公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下、「フリーWiFi」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用場所)

第2条 利用場所は、外来エリア及び各病棟（手術室及び集中治療室エリアを除く。）とする。

(利用者が準備するもの)

第3条 フリーWiFi の利用を希望する者は、利用にあたって、次の各号に掲げるものを準備しなければならない。なお、大学病院から機器等の貸出しは行わない。

- (1) スマートフォン、ノートパソコン、タブレット等の通信機器
- (2) 5GHz の周波数帯に対応した無線 LAN インターフェイス

(WiFi の利用)

第4条 フリーWiFi の利用は、本規約に同意した利用者に対して認めるものとする。

- 2 フリーWiFi を利用した者は、本規約に同意したものとみなす。
- 3 フリーWiFi を利用するための通信機器の設定等は利用者が行うものとし、大学病院は、機器等の貸出し、接続サポート及び技術的な質問等は一切受け付けないものとする。
- 4 フリーWiFi の利用料は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 5 利用者は、フリーWiFi の利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令を遵守しなければならない。
- 6 フリーWiFi へ接続する通信機器等のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限は、利用者が行うものとする。
- 7 利用者は、フリーWiFi を利用するにあたり、悪意のある第三者によりクレジット情報等を盗み見される危険があることを認識したうえで、利用者自らの責任において利用するものとする。
- 8 フリーWiFi について、常に安定した接続環境を保証するものではない。
- 9 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用しなければならない。

(記録と制限)

第5条 大学病院は、フリーWiFi の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のインターネットサイトへの接続や通信帯域を制限することができる。

(禁止事項)

第6条 利用者は、フリーWiFiの利用にあたって、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者又は大学病院の著作権、財産、プライバシー若しくはその他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、第三者又は大学病院に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 第三者又は大学病院を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがあると大学病院が判断する行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (5) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) SSID及びパスワードを不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムをフリーWiFiを通じて使用又は提供する行為
- (10) 不特定多数にばらまく広告、宣伝、勧誘等又は嫌悪感を抱く若しくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (11) 大量データのダウンロード等により通信回線に負担をかけ、ネットワークに支障を及ぼす行為
- (12) 大学病院又は第三者の情報を改ざん、消去する行為
- (13) 病院備え付けの電源コンセントの利用
- (14) 本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為
- (15) 法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
- (16) 前各号に掲げるものの他、大学病院が不適切と判断する行為

(利用の停止)

第7条 大学病院は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者のフリーWiFiの利用を停止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に定めるものの他、大学病院が利用者として不適切と判断した場合

(WiFiの中止)

第8条 大学病院は、次の各号のいずれかに該当する場合は、フリーWiFiの提供を中止することができるものとする。

- (1) フリーWiFiのシステム保守又は関連工事を行う場合
- (2) フリーWiFiに係るネットワークの障害や機器の故障等やむを得ない事由がある場合
- (3) 戦争、暴動、労働争議、地震、洪水、火災、停電その他の非常事態等により、フ

フリーWiFiの提供が通常どおり行うことができない場合

- (4) 前各号に定めるものの他、フリーWiFiの運営にあたり、大学病院が必要と判断した場合

(免責事項)

第9条 大学病院は、利用者の通信機器等のコンピュータウイルス感染等によるデータの破損、漏洩を含め、事由の如何を問わず、フリーWiFiの提供、遅滞、変更、中止又は廃止等に関連して利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

2 大学病院は、フリーWiFiの内容及び利用者がフリーWiFiを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わない。

3 大学病院は、利用者が使用するすべての機器及びソフトウェア等について、一切動作保証は行わない。

4 大学病院は、利用者がフリーWiFiを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わない。

5 大学病院は、フリーWiFiにおける接続及び通信速度の保証は行わない。

(規約の変更)

第10条 大学病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更することができる。

2 規約変更後に利用者がフリーWiFiを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

(裁判管轄)

第11条 フリーWiFiの提供に関連して、利用者と大学病院との間で紛争が生じた場合については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。